　様　式　集

　「令和５年度九州本部移転等支援業務」

1. 様式１　競争参加資格書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
2. 様式２　応札条件証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３．様式３　施設内覧申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

1. 様式４　質問書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　6
2. 様式５　委任状（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　8
3. 様式６　入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

６．様式７　入札封筒記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

７．様式８　業務請負契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 12

様式１

競 争 参 加 資 格 確 認 書

　　 　　　　令和５年　月　　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役　九州本部長　池田　章　 殿

　　　　　　住　　所

　　　　　　商号又は名称

　 　　　　　代表者氏名

印

令和５年７月１１日付で公告のありました「令和５年度九州本部移転等支援業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

　なお、入札説明書４．競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容について事実と相

違ないことを誓約します。

記

１．応札条件証明書

担当者氏名：

所属 役職：

連 絡 先：(住所・電話・FAX番号・メールアドレス)

1. 本申請は、代表者氏名で行うものとする。それ以外の者の場合は、委任状を添付すること。
2. 本申請書は袋とじして１部提出すること。

様式　２

応札条件証明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 条件 | 回答 |
| 1 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構　契約事務取扱要領　第２条及び第３条の規定に該当する者ではないこと。 |  |
| 2 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構　反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第２条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。 |  |
| 3 | 令和４・５・６年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供（310　運送）」の「Ａ」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。又は、全省庁統一資格を有していない者であっても、機構が同等の資格を有することを確認し、本入札に限り参加を認めた者であること。  ※【提出資料】資格審査結果通知書等の写しを添付すること。 |  |
| ４ | 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者、または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。 |  |
| ５ | 入札公告の「４ 入札手続等（２）仕様書等について」の仕様書等の交付を受けた者であること。 |  |

＊回答欄に○又は×を記載すること。

【応札条件証明書に対する照会先】

|  |  |
| --- | --- |
| 会 社 名 |  |
| 所属部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| E-Mail |  |

【記載上の注意事項】

１．応札条件証明書の様式で要求している事項は、指定された箇所に記載。なお回答欄には条件を全て満たしている場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載。

２．内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付する。なお、応札者が必要であると判断する場合は他の資料を添付することができる。

３．資料は日本語（日本語以外の資料は日本語訳を添付）、で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外は任意。

様式３

　　令和　　年　　月　　日

施　設　内　覧　申　請　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構　九州本部　御中

住　　所

会 社 名

代表者名

「令和５年度九州本部移転等支援業務」において、施設内覧したいので提出します。

記

１．内覧する施設：

２．内覧希望日時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望日 | 時間帯 | 人数 |
| 月　　日（　） | 時００分～　時２０分    　　　時３０分～　時５０分 |  |

※人数は３名程度までとする

３．担当者及び連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名 |  |
| 電話番号 |  |
| 担当者名 |  |
| E-mail |  |
| 緊急時の連絡先 |  |

当日の内覧可否については、別途ご担当者あて連絡します

内覧にあたっては次頁の留意事項を確認ください。

内覧申請に係る留意事項

１．内覧できる日時は令和５年７月２４日（月）１３時３０分～１７時まで、令和５年７月２５日（火）９時３０分～１１時３０分までのうち最大２０分程度とし、内覧開始時刻は００分頃あるいは３０分頃からとする。

２．原則として先着順での申請書提出受付とし、内覧希望日時が重複する場合は別途連絡の上、調整する。なお、申請書は内覧希望日の前日１５時までに提出すること。

３．申請した内覧日時が確定した際は機構より担当者あてにメールにて通知する。

４．申請者の都合により内覧の取り止める場合は速やかに下記連絡先あてに電話にて連絡すること。

５．機構の都合により内覧が行えない場合は別途担当者あてに連絡する。

６．内覧回数は、１企業あたり１施設１回とする。

施設内覧に係る留意事項

１．内覧できる箇所は、機構が指定する１階、２階執務室、３階執務室のみであり、当日使用中の会議室等の内覧はできない。

２．受付時に申請書に記載した担当者は名刺を提出すること。

３．内覧の際は、担当職員等の指示に従うこと。なお、什器類の写真等の撮影を可能とするが、パソコン画面や機構職員が映り込まないようにすること。

４．本入札における仕様等に関すること等については現場では回答できないので質問書にて行うこと。

５．他者に疑義を招くような行動はしないこと。

６．入居者、現場職員等に迷惑をかけぬ様行動すること。

７．安全管理に細心の注意を払うこと、なおこの内覧において生じた事故等について機構は一切の責任を負わない。

以上

・施設内覧に係る連絡先等

独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部 企画調整課

電話：０９２-２６３-０３０２　メールアドレス：[kyushu-kikaku@smrj.go.jp](mailto:kyushu-kikaku@smrj.go.jp)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式４  **質問書** | | | | | | |
| 件　名：令和５年度九州本部移転等支援業務 | | | | | | |
| 会社名：  部署名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　者　名：  電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス： | | | | | | |
| No. | 仕様書、別紙の別 | 資料・頁 | 項番等 | 該当箇所（記載内容） | 質問内容 | 質問理由 |
| 1 | 仕様書  別紙（　） |  |  |  |  |  |
| 2 | 仕様書  別紙（　） |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |

様式４についてはメール送信(PDF不可)において提出すること。

提出先：　九州本部　企画調整課　担当　杉本あて

E－ｍａｉｌ：　kyushu-kikaku@smrj.go.jp

様式　５

委　　　任　　　状

私は、　鈴木　一郎　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和５年度九州本部移転等支援業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　見積に関する一切の件

３．　開札の立会に関する一切の件

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 | 鈴木 |

令和　　年　　月　　日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

代表者名 　代表取締役 中小太郎 印

本状において委任を受けた者は初度入札より代理人氏名、使用印にて入札すること。

（入札当日は使用印を忘れないこと）

本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、様式５―（１）、５―（２）を参照のうえ復委任状を作成すること。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

九州本部長　池田　章　殿

様式　５―（１）

委　　　任　　　状

私は、○○支店長　佐藤　二郎　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和５年度九州本部移転等支援業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　見積及び入札について

２．　契約の締結について

３．　保証金の納付、還付の請求及び領収について

４．　代金の請求、受領及び物品の収受について

５．　復代理人の選任について

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 | 佐藤 |

令和　　年　　月　　日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

代表者名 　代表取締役 中小太郎 印

本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、様式５―（１）、５―（２）を参照のうえ復委任状を作成すること。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

九州本部長　池田　章　殿

様式　５―（２）

復　　委　　任　　状

私は、○○事業部　鈴木　一郎　を復代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和５年度九州本部移転等支援業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　見積に関する一切の件

３．　開札の立会に関する一切の件

その他、復委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 復代理人 使用印鑑 | 鈴木 |

令和　　年　　月　　日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

　　　　　　　 ○○支店長 佐藤二郎 　印

独立行政法人中小企業基盤整備機構

本状において復委任を受けた者は初度入札より復代理人氏名、使用印にて入札すること。

（入札当日は使用印を忘れないこと）

分任契約担当役

九州本部長　池田　章　殿

（注）委任事項は、明確に記載すること。

様式　６

入　　　札　　　書

金 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　也

（入札件名）　令和５年度九州本部移転等支援業務

　　　　　中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び仕様書等を承諾の上、

入札します。

令和５年　８月　４日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

九州本部長池田　章 　殿

様式　７

封筒記入例

表 裏

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構  分任契約担当役　九州本部長　池田　章　殿  件 名　　「令和五年度　九州本部移転等支援業務」に係る入札書 |  | 封 　 緘    　住  代理人氏名  会  　所  社  代  名  表  者  名  復代理人を立てる場合には、代理人、復代理人の連名とすること |

封筒記載内容は、この必要事項が記載されていれば任意とし、サイズは長３サイズに限るものとする。

様式－８

業 務 請 負 契 約 書 (案)

請負業務の名称 　九州本部移転等支援業務

履 行 場 所

搬出場所：福岡県福岡市博多区祇園町４番２号 博多祇園ビル１階、２階、３階

　　　　　　搬入場所：福岡県福岡市博多区綱場町２番１号　博多ＦＤビジネスセンター３階

履 行 期 間 　年 月 日から ２０２３年１１月３０日まで

請 負 代 金 額

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額）

契 約 保 証 金 免除

上記の請負業務について、発注者独立行政法人中小企業基盤整備機構を甲とし、請負者 を乙とし、甲と乙とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年 月 日

発注者　住所

氏名

請負者　住所

氏名

（総 則）

第１条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という）は、この契約書（頭 書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、条件説明書及び条件説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２ 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行 期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すも のとし、甲は、その請負代金額を支払うものとする。

３ 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４ 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５ 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６ この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

７ この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８ この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を 除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

９ この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号） 及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以 下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３ 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第３条 乙は、この契約締結後 15 日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

２ 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

３ この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。 この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と 読み替えて、前２項の規定を準用する。

４ 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。 ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭 和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２ 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３ 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10 分の１以上としなければならない。

４ 第１項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第 五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５ 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の１に 達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２ 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第６条 乙は、成果物（第 38 条第１項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第２項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

２ 甲は、成果物が著作物に該当するとしないことにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

３ 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４ 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

５ 乙は成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第１条第５項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

６ 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第７条 乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２ 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３ 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４ 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第８条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が その履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が なく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第９条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

２ 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

３ 甲は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

４ 第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５ この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到着した日をもって甲に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第１０条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

２ 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求及び受領、第 14 条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

３ 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

（照査技術者）

第１１条 乙は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

２ 照査技術者は、前条第１項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（地元関係者との交渉等）

第１２条 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

２ 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

第１３条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

第１４条 甲は、管理技術者若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第７条第３項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき 著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２ 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

３ 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４ 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に乙に通知しなければならない。

（履行報告）

第１５条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（貸与品等）

第１６条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２ 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３ 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４ 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

５ 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第１７条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第１８条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること

三 設計図書の表示が明確でないこと

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

２ 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

３ 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４ 前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５ 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第１９条 甲は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第２０条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、乙の責に帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない、

２ 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３ 甲は、前２項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

第２１条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

２ 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

３ 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

第２２条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による履行期間の短縮等）

第２３条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

２ 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

３ 甲は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第２４条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

２ 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第２５条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

２ 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

３ この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（臨機の措置）

第２６条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２ 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

３ 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４ 乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（一般的損害）

第２７条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又は第 29 条第１項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２８条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

２ 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状 その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３ 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならない ときは、甲がその損害額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が 善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

４ 前３項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第２９条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第 47 条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

２ 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

３ 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

４ 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済み調査機械器具であって立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。

５ 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額の額とし、残存価値がある場合に はその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当 該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物 に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復 することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６ 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３０条 甲は、第８条、第 17 条から第 21 条まで、第 23 条、第 26 条又は第 27 条の規 定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理 由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

２ 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が 前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３１条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

２ 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

３ 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４ 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金額の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５ 乙は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前４項の規定を準用する。

（請負代金額の支払）

第３２条 乙は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金額の支払を請求することができる。

２ 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金額を支払わなければならない。

３ 甲がその責に帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日 において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第３３条 甲は、第 31 条第３項若しくは第４項又は第 38 条第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

２ 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３ 甲は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第３４条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の 10 分の３以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

２ 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３ 甲は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前 払金を支払わなければならない。

４ 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

５ 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の４を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 37 条又は第 38 条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

６ 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額 であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の４ の額を差し引いた額を返還しなければならない。

７ 甲は、乙が第５項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、 同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第３５条 乙は、前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

２ 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

３ 受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４ 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３６条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第３７条 乙は、請負業務の完了前に、請負業務の出来形部分に相応する請負代金相当額の 10 分の９以内の額について、次項から第４項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は履行期間中１回を超えることができない。

２ 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る請負業務の出来形部分の確認を書面により甲に求めなければならない。この場合において甲は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により乙に通知しなければならない。

３ 乙は、第２項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求のあった日から起算して 14 日以内に部分払金を支払わねばならない。

４ 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。

９ 　 　前払金額

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（１０ － 請負代金額 ）

（部分引渡し）

第３８条 成果物について、甲が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 31 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第４項及 び第 32 条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、 これらの規定を準用する。

２ 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引き渡しを受けることが出来る。この場合において、第 31 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」 とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第４項及び第 32 条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

３ 前２項の規定により準用される第 32 条第１項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る請負代金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する請負代金額」及び第二号中「引渡部分に相応する請負代金額」は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前２項において準用する第 31 条第２項の検査の結果の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

一 第１項に規定する部分引渡しに係る請負代金額 指定部分に相応する請負代金額×（１－前払金の額／請負代金額）

二 第２項に規定する部分引渡しに係る請負代金額引渡部分に相応する請負代金額×（１－前払金の額／請負代金額）

（第三者による代理受領）

第３９条 乙は、甲の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２ 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条（第 38 条において準用する場合を含む。）又は第 37 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第４０条 乙は、甲が第 34 条、第 37 条又は第 38 条において準用される第 32 条の規定 に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

２ 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第４１条 甲は、成果物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２ 前項の規定によるかしの修補または損害賠償の請求は、第 31 条第３項又は第４項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から３年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

３ 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

４ 第１項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第４２条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

２ 前項の損害金の額は、請負代金額から第 38 条の規定による部分引渡しに係る請負代 金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

３ 甲の責に帰すべき事由により、第 32 条第２項（第 38 条において準用する場合を含 む。）の規定による請負代金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 42 条の２ 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令 （これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。） に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第１項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第１項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治 40 年 法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。 ２ 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の 遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の解除権）

第４３条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 管理技術者を配置しなかったとき。

四 前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第 45 条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２ 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の 10 分の１ に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３ 前項の場合において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第４４条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２ 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第４５条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少した とき。

二 第 20 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の ５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２ 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第４６条 契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第 38 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２ 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（第 38 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代 金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を乙に支払わなければならない。

３ 前項に規定する既履行部分請負代金額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（解除に伴う措置）

第４７条 契約が解除された場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、 乙は、第 43 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第 38 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.1 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 44 条又は第 45 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前条第３項の規定により定められた既履行部分請負代金額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第 43 条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前 払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 3.1 パーセントの割合で計算した 額の利息を付した額を、第 44 条又は第 45 条の規定による解除にあっては、当該余剰 額を甲に返還しなければならない。

３ 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４ 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分（第 38 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第７条第３項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

５ 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第 43 条によるときは乙が負担し、第 44 条又は第 45 条によるときは甲が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 乙が負担する。

６ 第４項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合におい ては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて意義を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、甲が負担する業務の 出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

７ 第３項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 43 条によるときは甲が定め、第 44 条又は第 45 条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（保 険）

第４８条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第４９条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支 払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２ 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（個人情報等の取扱い）

第５０条　乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項及び第２項に規定する個人情報をいう。）及び行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第１１９条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）（以下「個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

２　乙は、個人情報等を取り扱わせる業務の一部を第三者に請け負わせようとする場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする（以下本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。）。

３　乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第１により作成した個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

４　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

一甲から預託された個人情報等を第三者（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二甲から預託された個人情報等について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三請負業務に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

５　乙は、請負業務において個人情報等を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報等の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、契約内容の遵守状況及び委託先（再委託先を含む。）における個人情報等の取扱い状況について、甲に定期的に報告しなければならない。

６　甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報等の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

７　乙は、請負業務完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、様式第２により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

８　乙は、甲から預託された個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

９　乙は、甲から預託された個人情報等以外に、請負業務に関して自ら収集し、又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

１０　乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、請負業務に関連する個人情報等（甲から預託された個人情報等を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。

１１　本条の規定は、本契約又は請負業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報等について、請負業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（契約外の事項）

第５１条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

特　記　事　項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

１　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

(1)独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令が確定したとき

(2)独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

(3)独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

２　本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

３　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1)独占禁止法第６１条第１項の排除措置命令書

(2)独占禁止法第６２条第１項の課徴金納付命令書

(3)独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（損害賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（反社会的勢力の場合の契約の解除等）

第４条　甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程第２２第３７号）第２条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（様式第１）

年 月 日

  独立行政法人中小企業基盤整備機構

（分任）契約担当役　殿

                                                住          所

                                                名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名

個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第５０条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．契約件名等

|  |  |
| --- | --- |
| 契約締結日 |  |
| 契約件名 |  |

２．実施体制図（仕様書に基づき作成すること。ただし、第７条第３項に該当する再委託及び再々委託先の内容も含めること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

３．取り扱う個人情報等の内容、業務の概要等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱業務の再委託先の氏名又は名称（注） | 取扱業務の再委託先の住所 | 再委託する理由 | 個人情報等の内容 | 再委託する業務の概要 |
|  |  |  |  |  |

（注）再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合にはその旨を「取扱業務の再委託先の氏名又は名称」欄に加えること。

４．再委託先における個人情報等の取扱いに関する契約内容の遵守状況の定期的報告時期（報告予定時期を記載。）

※　必要に応じ、別葉を作成すること。

個人情報等を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。

（この申請書の提出時期：個人情報等を取り扱わせる業務を再委託する前。）

（様式第２）

年月日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

（分任）契約担当役　殿

住　　　　　所

　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　代 表 者 氏 名

返却又は廃棄等報告書

　契約書第５０条第７項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．契約件名等

|  |  |
| --- | --- |
| 契約締結日 |  |
| 契約件名 |  |

２．返却又は廃棄等の方法

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 資料名 | 媒体 | 返却・廃棄  の別 | 個人情報等の有無 | 返却・廃棄の方法 |
|  |  |  |  |  |  |

※　必要に応じ、別葉を作成すること。

（この報告書の提出時期：資料の返却又は廃棄等後、速やかに。）